

仕様書（案）

本仕様書は、甲（福島県）が乙（受託者）に委託する下記委託業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

1 委託業務の名称

「サウナヴィレッジしらかわ推進事業」業務

2 目的

しらかわ（県南）地域は、若者の流出や少子化による人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症等の影響による観光客の減少により、移住者の増加等に向けた交流人口・関係人口づくりが急務となっている。そこで、昨今一大ブームとなっており、県南9市町村全てに存在する「サウナ」をフックとして、交流人口・関係人口の拡大を図る。

また、福島県においては、がん検診受診率の低迷や、喫煙率の高さ等が問題となっており、サウナと健康づくりの親和性は高いことから、サウナ利用者へ健康づくりの意識啓発を併せて行うことで、相乗効果を生み出していく。

3 委託内容

(1) 概要

しらかわ地域のサウナ施設及びサウナ飯^{*}を提供する事業者や飲食店を取りまとめて情報発信を行うとともに、サウナ利用促進に繋がるキャンペーンやPRイベント等を実施する。

※サウナ飯・・・サウナ後に食べるご飯（飲み物含む）のこと。

(2) 業務内容

ア 特設サイト及びPR動画の制作等

(ア) 特設サイトの制作・運営

- ・しらかわ地域（9市町村）のサウナ施設及びサウナ飯を提供する事業者や飲食店の情報をまとめた特設サイトを制作すること。なお、特設サイトの掲載内容の修正及びサーバーの管理については、令和6年3月22日（金）まで運用すること。

- ・サウナ施設は、各市町村1施設以上を選定すること。

- ・サウナ飯を提供する事業者や飲食店は、各市町村1事業者以上とし、「うつくしま健康応援店」の登録事業者（県南：98施設）を中心に公募等で募集すること。

【「うつくしま健康応援店」登録店舗一覧】

<https://kenkou-fukushima.jp/kenkoinfo/27956>

- ・サウナ施設及びサウナ飯の情報に加え、健康づくりの意識啓発に繋がる情報も掲載すること。

(イ) PR動画の制作・発信

- ・白河市及び西白河郡4町村のサウナ施設及びサウナ飯のPR

動画を制作・発信すること。動画の内容は、令和4年度に制作した東白川郡4町村のサウナPR動画を参考にするとともに、健康づくりの意識啓発に繋がる内容も盛り込むこと。

【動画 URL】 <https://www.youtube.com/watch?v=Kx5-Vd1ubZA&list=PL0ohKXUV-H5DS35QFamArjh5jpxHs7dWu>

(ウ) Web 広告の実施

・特設サイト及び動画へ誘導するために、Web 広告を実施すること。

*サウナ施設及びサウナ飯の紹介・PRにあたっては、食品表示法、健康増進法、景品表示法等関係法令に抵触しないよう注意すること。

イ サウナ利用促進に係る各種イベントの実施

(ア) アンケート調査

・サウナ利用者のうち、主に地域住民（しらかわ地域在住者）を対象に実施すること。
・アンケートの設問は、サウナ及び健康づくりに関する内容とし、甲と協議の上決定すること。
・アンケートに協力した方に対し、抽選で賞品（サウナグッズ等）を提供すること。なお、賞品の準備に係る経費は乙が負担すること。

(イ) キャンペーンイベント等

・「ふくしま健民アプリ」を活用したサウナ施設やサウナ飯の提供店舗を巡るキャンペーンイベント等を展開すること。
・実施にあたっては、県内外に広く周知すること。
・参加者に対し、抽選で賞品（サウナグッズ等）を提供すること。なお、賞品の準備に係る経費は乙が負担すること。
・当該キャンペーンイベントの実施時期は、上記アンケートの実施後とすること。

(ウ) PR イベント

・サウナ施設等を会場としたリアル開催のPR イベントを1回以上実施すること。
・実施にあたっては、県内外に広く周知すること。
・イベント参加者からは必要に応じて参加費を徴収し、事業費に充てること。

ウ サウナヴィレッジしらかわ環境整備

・「サウナヴィレッジしらかわ」のロゴマークを制作し、特設サイトや広報ツール（チラシ・ポスター・のぼり等）に付与して統一イメージで発信すること。
・「サウナヴィレッジしらかわ」の付加価値を演出するとともに、他地域との差別化を図るため、参画サウナ施設に上記ロゴマークを付したサウナ関連の備品（サウナマット・高機能サウナチェア等）を配備

すること。

エ 事務局体制の整備

サウナ施設及びサウナ飯を提供する事業者や飲食店との連絡調整、各種イベントに係る問合せ対応等、本事業が滞りなく実施できる事務局体制を整えること。

オ 事業成果の把握・とりまとめ

サウナ施設及びサウナ飯を提供する事業者や飲食店等に対しアンケート又は聞き取りを行い、事業の成果や課題を取りまとめること。

カ 実績報告書の作成

特設サイトの閲覧数や動画の再生数、イベント等の実績をまとめた報告書を作成し、提出すること。

4 仕様変更等

(1) 追加費用に対する考え方

本仕様書に定められた業務内容の実施にあたっては、追加の費用負担が生じた場合においても、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として受託者の負担とする。

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。

(2) 仕様変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。

(3) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項または本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、県と受託者が協議して定める。

5 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。